

平成29年 壱岐市議会定例会 12月会議会 議 録 (第2日)

議事日程 (第2号)

平成29年12月7日 午前10時00分開議

日程第1	議案第65号	損害賠償の額の決定について	質疑あり、 産業建設常任委員会付託
日程第2	議案第66号	壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	質疑あり、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第3	議案第67号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	質疑あり、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第4	議案第68号	壱岐市税条例等の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第5	議案第69号	壱岐市営住宅条例の一部改正について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第6	議案第70号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市芦辺浦住民集会所)	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第7	議案第71号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市高等職業訓練校)	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第8	議案第72号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市自動車教習場)	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第9	議案第73号	公の施設の指定管理者の指定について (マリンパル壱岐)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第10	議案第74号	公有水面埋立について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第11	議案第75号	平成29年度壱岐市一般会計補正予算(第9号)	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第12	議案第76号	平成29年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第13	議案第77号	平成29年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第14	議案第78号	平成29年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第15	議案第79号	平成29年度壱岐市水道事業会計補正予算(第2号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第16	要請第2号	「難病医療費助成制度の改善を求める意見書」提出のお願い	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第17	要望第7号	漁業用燃油に対しての応分の支援に対する要望	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第18	陳情第3号	住民の日常生活や外出を支援する生活交通の確保についての陳情	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託

本日の会議に付した事件
(議事日程第2号に同じ)

出席議員 (16名)

1番 山川 忠久君	2番 山内 豊君
3番 植村 圭司君	4番 清水 修君
5番 赤木 貴尚君	6番 土谷 勇二君
7番 久保田恒憲君	8番 呼子 好君
9番 音嶋 正吾君	10番 町田 正一君
11番 鵜瀬 和博君	12番 中田 恭一君
13番 市山 繁君	14番 牧永 護君
15番 豊坂 敏文君	16番 小金丸益明君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長	土谷 勝君	事務局次長	米村 和久君
事務局係長	若宮 廣祐君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	左野 健治君	市民部長	堀江 敬治君
保健環境部長	高下 正和君	建設部長	原田憲一郎君
農林水産部長	井戸川由明君	教育次長	山口 信幸君
消防本部消防長	下條 優治君	総務課長	中上 良二君
財政課長	松尾 勝則君	会計管理者	平田恵利子君

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前にあらかじめ報告いたします。壱岐新報社ほか1名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第65号～日程第10. 議案第74号

○議長（小金丸益明君） 日程第1、議案第65号損害賠償の額の決定についてから、日程第10、議案第74号公有水面埋立についてまで、10件を議題とし、これから一括して質疑を行います。質疑の通告がっておりますので、これを許します。鵜瀬和博議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） おはようございます。それでは、議案第67号壱岐市附属機関設置条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

3点ほどあります。まず一つは、今回の附属機関設置につきましては、壱岐市空き家等対策協議会の設置ということですが、この協議会の人数とメンバーはどのようなふう構成をされているのかお尋ねをいたします。

また、説明では、この協議会において空き家の調査と所有者などを情報収集し、データベース化した空き家情報をもとに危険空き家の対策はもちろんのこと、跡地の活用等についても計画し実施していくとのことでありました。

来年度、国土交通省においても、自治体による空き家、空き地の取引を仲介する制度を新設するように予定をされております。この制度は、都市の中心部に住宅や病院などを集約するコンパクトシティ政策の一環として、指定された区域内であれば立地適正化計画を作成し、その中で空き家物件の売買の仲介ができるようになっておりますが、今回、計画を策定されるわけですが、どこまでの取り組みを作成し計画するのかお尋ねをいたします。

また、3点目に、危険空き家につきましては、現在、危機管理課の所管となっておりますが、空き家は、一つの資源と考えれば、空き家のリノベーションや売買など、空き家の利活用等については定住促進にもつながると考えております。このデータベース化した空き家情報については、どのように活用していくのかお尋ねをいたします。

○議長（小金丸益明君） 理事者の答弁を求めます。久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） おはようございます。鵜瀬議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目、壱岐市空き家対策協議会の人数とメンバーはという御質問でございます。

壱岐市空き家等対策協議会についての必要な事項は要綱で定めるようにしてございまして、この設置条例の公布後、速やかに要綱の制定並びに告知を予定をしております。組織については、協

議会は市長及び委員15人以内をもって組織するとしております。委員は地域住民、法務、不動産、建築、福祉等に関する学識経験者、そして壱岐市空き家等審査会の構成員、その他市長が必要と認める者としております。

次に、2番目の質問でございますけれども、国土交通省において、自治体による空き家、空き地等の取引を仲介する制度を新設し環境整備するようだが、この計画による取り組みはという御質問でございます。

この空き家等対策協議会においては、空き家等対策の推進に関する特別措置法第6条に規定する空き家対策計画の作成について協議することになります。空き家等対策計画において定める事項については、議案説明の折に触れましたが、法律の中で上げてありまして、空き家等及び除却した家屋等に係る跡地の活用の促進に関する事項もでございます。法律の想定する内容については、平成27年2月26日付、総務省国土交通省告示第1号において、空き家等に関する施設を総合的かつ計画的に実施するための基本的な方針において解説をされております。

内容について、少々、長目ですけれども御紹介をさせていただきます。「各市町村において把握している空き家等の中には、修繕等を行えば地域交流や地域活性化の拠点として利活用できるものも存在し、また利活用する主体は当該空き家等の所有者等に限られていない。例えば、各市町村が把握している空き家等情報を提供する情報を、その所有者の同意を得た上でインターネットや宅地建物取引業者の流通ネットワークを通じて広く外部に提供することについて記載することが考えられる。その際、空き家バンク等の空き家等情報を提供するサービスにおける宅地建物取引業者等の関係事業団体との連携に関する協定が締結されている場合には、その内容を記載することも考えられる。また、当該空き家等を地域の集会所、井戸端交流サロン、農村宿泊体験施設、住民と訪問客との交流スペース、移住希望者の住居等として活用したり、当該空き家等の跡地を漁業集落等の狭隘な地区における駐車場として活用したりする際の具体的な方針や手段について記載することが考えられる」と解説をされております。すなわち、議員御質問の次年度国土交通省が制度化を計画している、空き地、空き家を市町村が仲介する制度も当てはまるものと考えております。

なお、この制度の根拠法が、都市再生特別措置法の一部改正とのことでございますので、その整合性を確認をしながら、空き家対策計画書にどう反映させていくか、技術的なところも含めて取り組みたいと考えております。

次、3番目の質問の、空き家のリノベーションや売買など、空き家の利活用等については定住促進にもつながると考えるが、データベース化した空き家情報についてはどのように活用していくかの質問でございます。

現在、空き家対策計画のたたき台とすべき洗い出しを行うために、市内部におきまして、壱岐

市空き家等対策計画検討会議を立ち上げて協議をしております。空き家等に関する対策の実施体制の事項として、空き家等を活用した移住促進事業等として空き家バンクの運用及び関連する支援事業の実施なども掲げ、検討会議のメンバーの中に空き家バンク定住促進推進の担当部署であります地域振興推進課長も入ってもらって、活用事例等の意見を出していくようにしております。現在進行中ということでございます。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） 現在進行形で進められておりますので、ぜひ、絵に描いた餅にならないように、十分、関連部署、協力していただいて、また、不動産関係の関連の民間の方もいらっしゃいますので、そういった方々も含めまして、ぜひ、空き家は壱岐だけの問題ではなくて全国的な問題でもありますので、ぜひモデル地区になるような形になるように、皆さん方の英知を結集して計画を立てられることを切にお願いをします。

また、この件につきましては、担当はもう総務でよろしいんですか。（「危機管理課です」と呼ぶ者あり）危機管理課ですね、わかりました。この後の一般質問におきましても、若干、提案させていただく部分もありますので、今回につきましては、この程度でとどめておきますので、ぜひ、実りある計画になることを御期待申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（小金丸益明君） これで、鵜瀬和博議員の質疑を終わります。

ほかに、質疑はありませんか。中田議員。

○議員（12番 中田 恭一君） 議案第65号損害賠償額の決定についての件でお尋ねをしますが、初日に説明ありましたように、埋設の電線を損傷させてということでございますが、普通、埋設物は水道でも電気でもそうですけど、基本的に道路の真ん中とか歩道の真ん中を通すようになっていますよね。それと、大体深さをどのくらいにしなければいけないという、ある程度の工事上の規制があると思うんですけども、その辺がどのくらいの深さになっているのかというのをちょっと教えていただきたいと思っておりますし、ガードレールの、多分、コン柱を打ち込んだわけでしょうけども、路駐用のガードレールのちゅうたら、1メートル50ぐらい打ち込みにゃいかんですよね、やっぱ、普通、水道とか電気の埋設するとき、それ以下なんですか。大体決まりがあると思うんです、道路に埋設する場合は。それを満たしていたのか満たしていなかったのかも、ちょっと知りたいところです。まずは、埋設物の基準の深さがどのくらいで、それに達していたかどうかをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（小金丸益明君） 原田建設部長。

○建設部長（原田憲一郎君） 道路の埋設物の位置については、道路の真ん中ということでは限定しておりませんが、埋設物の深さ、これについては車道部においては舗装の厚さプラスの

30センチということが、電気関係では基準になっております。したがって、この市道の場所、この場所では車道部に入っております、舗装厚が大体30センチぐらいあります。それにプラスの30センチですので、60センチ以上あればいいということになっております。下水道管については、これは1メートル以上ということになっておりますけれども、水道も60センチ程度でオーケーということになっております。

現状は1メートル以上入っております、電線管は。中田議員のお話にありましたガードレールの支柱ですけれども、これは土中用でございまして、1メートル40センチを打ち込むような形になっております。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 中田議員。

○議員（12番 中田 恭一君） 場所的な問題ですよね。ガードレールの土中ちゅうことは、ほとんど路肩に近いところに打ち込むわけですよ。そこに電線埋めるちゅうこと自体が、ある程度やっぱりわかりやすいところに埋めていくのが、まあ昔の工事ですからね、最近はややちゃんと上に電線埋設していますよとか、水道管理設していますのビニールテープ張ってやるんですけども、場所的に、えらい路肩のほうに埋めてあったなあちゅうのが、その後、道路改良してそういうふうになったのかはわかりませんが、その辺もちょっと腑に落ちんところがありますし、これ多分、壱岐市が発注して工事業者が工事するときにやっと思ふんですけども、もちろん発注者ですから壱岐市が全て責任を負わないといけんと言われたらわかるんですけども、その辺の業者との責任の、業者を責めるわけにもいきませんけども、業者もある程度保険はかたっておるでしょうし、その辺のやりとりがどういふもんだったのかちゅうのも知りたいし、位置がどうも非常に腑に落ちんとですよ。路肩の、極端に言ったら、もう土手に近いところに埋設してあるわけですから、その辺も九電側ももう少しちゃんとしたところに埋めておった方がいいんじゃないかなあという気がする。だからこそ、水道とかそういうのが現状では車道の下とか歩道の下にしか埋めないようにしていますよね。その後、道路改良してそうなったのなら仕方ないんですけども、最初から路肩に埋めるちゅうこと自体、もうおかしいと思うんですよ。その辺、どういふもんかちゅうと説明を。

○議長（小金丸益明君） 原田建設部長。

○建設部長（原田憲一郎君） まず、電線管の位置ですけれども、路肩部分ですね、舗装があつて路肩が50センチ程度とるわけですけども、路肩というか路肩盛土の土羽の部分です。そこんところに、立ち上がり管を上げるための電柱が立っております。そこに向かって長島のほうからずっとケーブル引いてきて、電線管理設して、その電柱に立ち上げるという工法になっておりますので、九電さんのほうがです。だから、路肩部分にガードレール設置すること、たまたま当たっ

たということになります。

それと、受注者についてですけども、これは文書管理規定上、平成11年の工事でございます。現在、その工事に関する書類はもう廃棄処分になっておりましてわかりませんので、受注者がどうだったのか、そしてまた、工事内容はどうだったのかということが不明な状態でございます。したがって、現段階で、管理していた市に対して九州電力は占用許可を出しております。その中で、こちらの指示不足といいますか、それもあつたんじゃないかと思って、全面的に、今は市のほうに責任があるということで提案しているわけでございます。

○議長（小金丸益明君） 中田議員。

○議員（12番 中田 恭一君） そしたら工事自体、平成11年の工事で傷をつけたということですよ。今までは、何も影響はなかったわけですかね、今になって、11年後になって電気が通らないとか何とかいう障害が出てわかったということですか。

○議長（小金丸益明君） 原田建設部長。

○建設部長（原田憲一郎君） この管路は、九州電力が平成10年の12月に、2本の鞘管方式ですけども、コルゲーターのほう埋設しとるわけです。そのうちの1本については、平成11年の7月に高圧ケーブルが挿入されております。そして、今回上げている部分については、敷設後初めて、そこに電線ケーブルを通されたわけです。それがことしの1月に発覚したと、上がってこないからちゅうことで。それでその事案が発生して、ことしになって九州電力さんのほうに調査をしていただきまして発覚したということでございます。

○議長（小金丸益明君） 中田議員。

○議員（12番 中田 恭一君） ということは、電線が通っていなかったから、たちまちはよかったということですけども、そしたら、そのコルゲート管理めとるやつを補修するのに、1カ所、多分、つきほがしとるわけですから、それを補修するのに120万円かかるということですか。例えば、あれ4メートルか5メートルか知りませんが、コルゲート管5メートルなら5メートル1本を掘って新しいものにかえるちゅうことで、120万円も工事費かかるんですか。この中に、電線が通らなかったの、この計算、電線が通らなかったの工事だけじゃなく、それまでの電線通す工事が延びたからその分の損害賠償とかも、遅延ちゅうたらおかしいですけども、そういうのも金額120万円の計算の中に入るとるわけですか、その辺だけ、最後に。

○議長（小金丸益明君） 原田建設部長。

○建設部長（原田憲一郎君） その120万円の内訳としましては、材料費、そして調査費です。ガードレール当たっているところはどこなのかということで、ずっと九電のほうは掘削されております。もちろんこれは人力でやられています。それと、路面の下も何かあるんじゃないかということで路面の工事もやって、その復旧費まで含まれております。

以上です。

○議長（小金丸益明君） ほかに質疑はありませんか。音嶋議員。

○議員（9番 音嶋 正吾君） 今、中田議員の関連についてお尋ねいたします。

地下埋設物を埋設する場合は、道路であれば道路管理者の許可が必要であります。そうする場合においては、これ、嫦娥三島線ですので、九州電力株式会社が壱岐市ないし合併前の郷ノ浦町にちゃんと許可申請書を出したのではないと、地下埋設はできないわけであります。

ですから、建設部長の議案説明においては、調査を発注者が怠っておったという説明がありました。そうしますと、無許可で埋設するわけではないわけであり、業者も。そうしたときに、私も先ほどから考えておりますが、業者は、いわゆる工事に着手する前は、工事着工前の調査が義務づけられております。施工計画書にきちっと記載するようになっております、事前調査。そして、壱岐市は逆に、全て業者、そして発注者である壱岐市が全て、いわゆる過失割合が全て壱岐市に起因するものかどうか、私はここら辺がこの補償問題の焦点になると考えております。

まず、第一、九州電力はこの地下埋設物を埋設するときに、壱岐市ないし旧郷ノ浦町に許可申請書を出した事実があるのか、あれば行政の落ち度であると考えます。調査をしていないと言ったわけですから。その件に関して建設部長の見解を賜りたい。

○議長（小金丸益明君） 原田建設部長。

○建設部長（原田憲一郎君） その道路占用許可申請書、これは事前に出ております。出ておりまして、現在も毎年更新されておりました、出ているのにもかかわらず、施工の際に行政側が、発注者側が受注業者に対してそういう指導不足といいますか、そういうことがあったことは否めないということで、私は説明しました。

現在は、通常の工事でも地下埋設物があるものについては、発注者側も責務としてその地下埋設部の調査を事前に行いまして、そして受注者側にもそれを伝えております。それで、九州電力からは事前に占用許可が出ておったということでございます。

それと、過失割合といいますか、これについてはもう現段階で、先ほども言いましたように、受注業者もはっきりしない中で、工事内容もはっきりしない中では壱岐市が責任があると思っております。その中で、現在、全国町村会総合賠償補償に対しまして、その保険の請求相談をしておる状況でございます。

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員。

○議員（9番 音嶋 正吾君） わかりました。後段の件は、いわゆる補償の対象になるかは別としまして、まず、確認をしておきたい。九州電力はちゃんと出しているわけでしょ、発注機関に。ということは、出しておって、その事実がわかっておるのに、いわゆるその発注業者に対してここに電線管が入っておるよということを周知しなかったのは、ある意味でいいましたら、発注者

の一つ瑕疵に当たると、落ち度に当たるということも考えられますよね。そのことはどうなんですか、その件についてだけ。調査をしていなかったと言ったんですから、あなた。どうなんです。

○議長（小金丸益明君） 原田建設部長。

○建設部長（原田憲一郎君） これは、平成10年の12月に、九州電力が道路占用許可申請を行って施工されておるわけです。そして平成11年の7月に、片方のケーブル管にはケーブルは通されておるわけです。もう一つの今回のあれについては、敷設後初めて、今回、ケーブルが通されようとしたわけでございます。それで、九州電力は行政側の手続をとって施工されておるわけです。受注業者に伝えなかったのかということでございますけども、先ほども言いましたけども、路肩側に立ち上がり管の電柱が入っております。そして、道路のほうからずっと地下埋設物のケーブルが来ておるわけでございますけども、その立ち上がり管に向かって行って敷設されているわけですが、今回、初めてその片方の空管のほうです、予備管のほうにあったところにガードレールが当たったということございまして、受注者側に伝え切れなかったということは、はっきりはわかりませんが、今回の事故でそれが発覚したわけでございますので、その関係書類も現在わかりませんので、内容がどうだったのかとか正確に把握できない状況でございます。そういった中では、やはり行政側が責任があるということで、今回、提案をしているわけでございます。

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員。

○議員（9番 音嶋 正吾君） 最後にします。

いわゆる行政側に全面的に過失があると認めて、本議案を上げたということで理解していいですね。業者には落ち度はない、九州電力にも落ち度はないということで理解をしいわけていいですね。

○議長（小金丸益明君） 原田建設部長。

○建設部長（原田憲一郎君） その受注業者については、責任が全くないとは言えません。ですけども、その工事関係書類が現在ありませんので、その工事内容などが不明確な状態では、その受注業者に対して責任を負ってもらうということがはっきり言えない状況にあると認識しております。

○議長（小金丸益明君） ほかに質疑はありませんか。町田議員。

○議員（10番 町田 正一君） 議案第66号、通告はしておりませんが、市長の政治判断のことなんで、多分、通告の必要性もないだろうと思っておりますけども、今回、壱岐市会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてが上程されております。合併時、平成16年から12年間、議員の報酬等、特別職の報酬はずっと据え置かれて、この間、報酬審議会は一度も開かれていなかったということで、議運のほうで取り上げて、議運のほうから議長に申

し上げて、報酬審議会開いてくれというふうな形で、今回、報酬審議会の答申を受けたわけなんです。僕は基本的に、上げる上げないは別にして、特別職が改選時を迎えるときは、必ず報酬審議会を開いて、据え置きでも構わないし、引き下げる状況があっても構わないし、引き上げる状況があっても構わないと、ただし、その4年間に一度の改選時には必ず報酬審議会を開くというルール化をすべきだというのが一つもっております。

市長にちょっとお尋ねなんです。今回、報酬審議会では議員以外にも、市長、副市長、教育長の特別職についても、報酬の引き上げが答申されておりました。僕は基本的に、報酬審議会の答申は尊重すべきだと思っておりますが、今回は、市長、副市長、教育長の3名については、報酬の引き上げについては辞退するという事になっておりましたが、これはどういう理由があって辞退されるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 町田議員がおっしゃるように、報酬審議会については、やはり一定のルール化をやはりすべきだと思っております。それは、先ほど言われますように、引き上げもありましょう、あるいは引き下げもあるかもしれない、そのことも含めて、やはり時代に合った報酬をやはり審議していただく、これは重要なことだと思っております。

今回、私が、市長、副市長、教育長の報酬の引き上げを見送ったという理由につきましては、実は、まず、同じ規模といいますか、離島において、壱岐対馬五島というのがやっぱり一つの基準であると思っておりますし、その中で、正直に申し上げて、五島はまだ低いんです。そういった中で、やはり壱岐市として突出して上げるというのは、私自体、心情的に、一番最初、私が立候補いたしましたときに、やはり給料をカットすべきだと、圧縮すべきだという気持ちで、正直、第1期目のときは7割、退職金は半額というふうにいたしました。そういった私の気持ちもございまして、今回は据え置かしていただいたということでもあります。

しかし、その中に「当分の間」ということで申し上げました。これはどういうことかと申しますと、やはり今、アベノミクスで3%以上、上げたらどうだよとかいう、いわゆる賃上げというのがものすごくたわれております。そういった中で、先ほど申しました他の2市等々の動きがあるかもしれません。そういったときは、やはり足並みをそろえさせていただく可能性もあるということで、当分の間ということで御説明申し上げました。そういった気持ちでございまして、御理解たまわりますようお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 町田議員。

○議員（10番 町田 正一君） 報酬審議会の答申を私も読ませていただきました。人口比からして、大体同規模でということで、大体、西海市が一番主に今回の参考の中心になっておったわけです。議員報酬は、要するに長崎県下で最低になっておりますので、当然、しかるべき、僕は

報酬は当然あって当たり前だと、特別職については、もう正直に言ってそう思っています。それを裏づけるために報酬審議会、これはもちろん行政が答申しますけれども、中立的な機関として報酬審議会という制度があるわけですから、これをまず制度化していただきたいと。

僕は、市長の思いはよくわかります。市長、当選されたときに、市長の報酬も減額されたし、退職金も半額されましたけれども、僕はやっぱ基本的には報酬審議会の答申は尊重されなければいけないと、正直に言ってそう思っているんです。そうじゃなかったら、何のために報酬審議会、答申したかわからないと。これ、報酬審議会、上げるためじゃなくて、社会の状況によっては、もちろん報酬審議会が、いや、議員報酬はもうちょっと高いと、島内のほかの自治体から比べてあるいは社会状況から考えると、今の状況というのは高いんだからちょっと下げろという答申があっても、別に僕は構わないと、そんなときは、市長の政治判断でどうのこうのというのは、多分、世の中の状況からしたら通用しないことだと思うんです。もし、報酬審議会が特別職3役とか議員について下げなさいという答申が出た場合、それは多分、素直に実行しないと、今の世の中の状況からいったら、なかなかそれを、いや、市長の政治判断とか議長の判断で、いや、それは認められんとかいうのはなかなかやっぱり、世の中の流れとしてはできない。そうであるならば、やっぱ報酬審議会の答申は、私は尊重されなければいけないと思っております。

当分の間と、さっき、市長は言われましたけれども、僕は市長はよくやっておられると思いますよ、国境離島新法のこの交通費のJR並なんか、市長が一番最初に言われとったことを、後から国会議員が追従して、あれ出したわけですから。非常にやって、努力というか実績を出した人間に対しては、当然、報われるべきだと、僕は正直言って、個人的な意見ですけど、議員はもう専業であれと、僕はもう思っています。3役も、もちろん特別職も当然専業であるわけなんで、議員も、僕は専業でやってもらいたいと、正直言って思っていますけれども、最後に、市長の思いはわかりましたんで、ここでとめときますけれども、今後、報酬審議会の答申のルール化と、今、市長、明言していただきましたんで、それと、それから今後は、報酬審議会の答申については尊重されなければならないと、私からの意見を述べて、新しい議員もふえていますんで、先輩の議員として私のほうからはそういうふうにおきます。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 今、町田議員の要望の中でルール化ということ、これはやはりしていきたいと思っております。

それともう一つ、先ほど申し忘れましたけれども、報酬等審議委員会の中で、少数意見として据え置きという意見もあったということも、今回、私が据え置きを当分の間とした一つの内容でもございます。

○議長（小金丸益明君） ほかに質疑はありませんか。

以上で、議案第65号ほか9件の質疑を終わります。

日程第11. 議案第75号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第11、議案第75号平成29年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会をお願いいたします。

日程第12. 議案第76号～日程第15. 議案第79号

○議長（小金丸益明君） 日程第12、議案第76号平成29年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）から日程第15、議案第79号平成29年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）まで、4件を議題とします。

これから一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 以上で、議案第76号ほか3件の質疑を終わります。

以上で、議案に対する質疑を終わります。これより、委員会付託を行います。

議案第65号損害賠償の額の決定についてから議案第74号公有水面埋立についてまで及び議案第76号平成29年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）から議案第79号平成29年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）まで14件を、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りします。議案第75号平成29年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）は議長を除く15人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。したがって議案第75号については、議長を除く15人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く15名を指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く15名を予算特別委員に

選任することに決定しました。

それでは、しばらく休憩します。

午前10時38分休憩

.....

午前10時38分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長が決定しましたので、御報告いたします。

予算特別委員会委員長に11番、鵜瀬和博議員、副委員長に3番、植村圭司議員に決定いたしました。

.....

日程第16. 要請第2号～日程第18. 陳情第3号

○議長（小金丸益明君） 日程第16、要請第2号「難病医療費助成制度の改善を求める意見書」提出のお願いから、日程第18、陳情第3号住民の日常生活や外出を支援する生活交通の確保についての陳情の3件を議題といたします。

ただいま上程いたしました要請第2号から陳情第3号については、お手元に配付の請願文書表のとおり、それぞれの所管の委員会へ付託します。

.....

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、12月11日月曜日午前10時から開きます。なお、12月11日から13日までの3日間は一般質問となっており、11日は5名の議員、12日は5名の議員、13日は3名の議員が登壇予定となっております。壱岐ビジョン、壱岐FMにて生中継いたします。市民皆様におかれましては、御視聴いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時40分散会

.....